



「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から常時雇用している労働者数が100人を超える事業者が対象～

障害者雇用納付制度とは

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、この経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進と職業の安定を図る目的に、障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金の支給を行う制度です。

改正のポイント(平成27年4月1日から施行)

- 常時雇用している労働者数が100人を超え200人以下のすべての事業主に障害者雇用納付金の申告が必要となります。(現行は、労働者数が200人を超える事業者が対象)
- ※ 雇用障害者数が法定雇用率(2.0%)を下回っている場合は納付金の納付が必要となり、超えている場合は調整金が支給されます。
- ※ 詳しくは、添付の「事業主様へ」の資料を参照してください。

問合せ先

- 障害者雇用(除外率設定業種の確認を含む。)に関する問合せ
管轄の公共職業安定所(ハローワーク)
- 障害者雇用納付金制度の詳細、各種助成金に関する問合せ
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ
(<http://www.jeed.or.jp>)、最寄りの高齢・障害者雇用支援センター
- 障害者雇用の具体的な進め方等に関する問合せ
最寄りの障害者職業センター